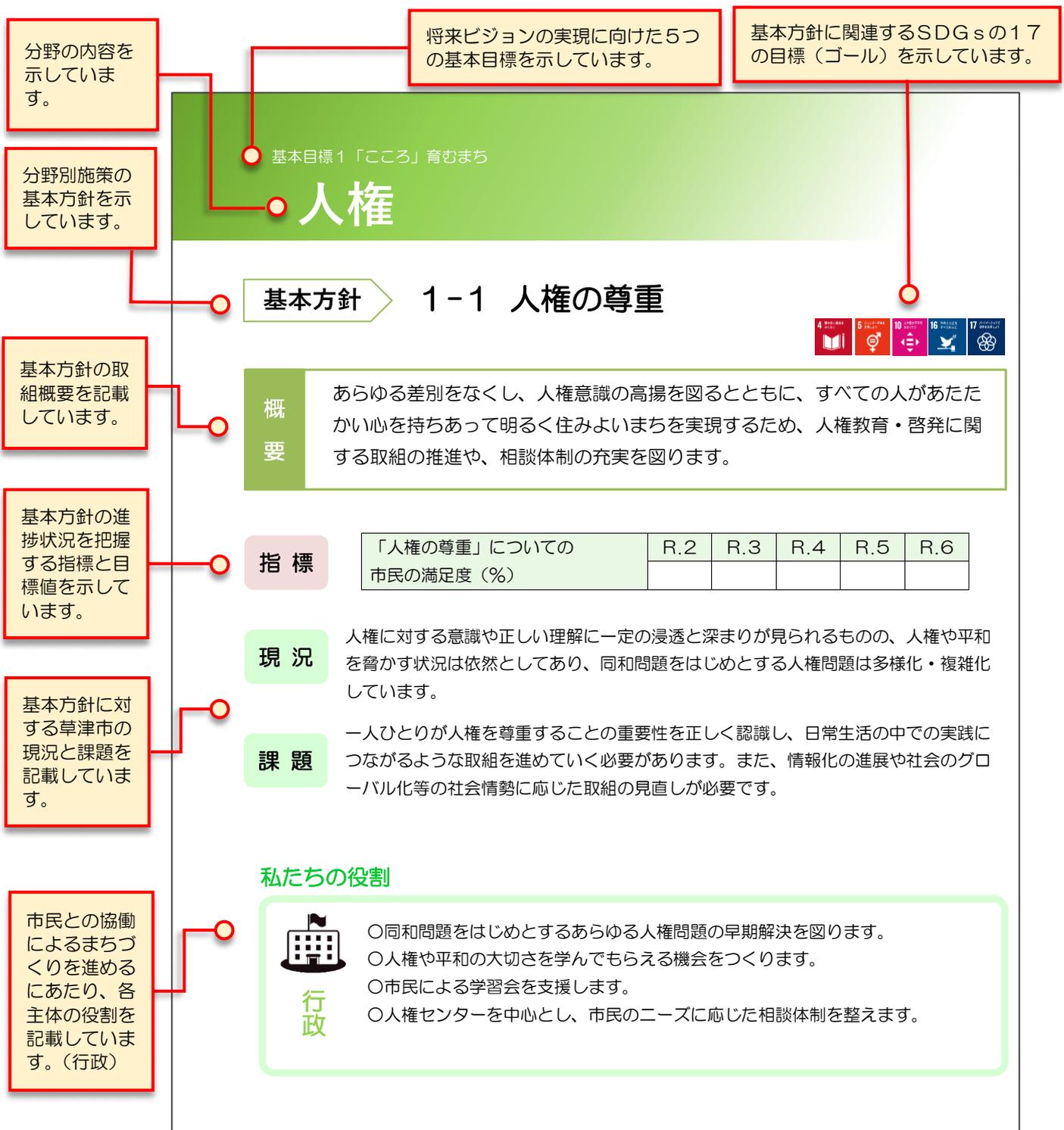


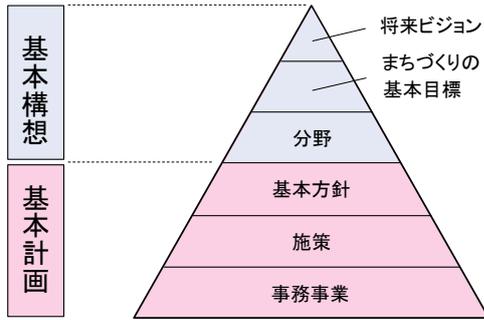
分野別の施策

「分野別の施策」の構成と見方

分野別の施策は、基本方針ごとに見開き2ページで、次のとおり構成されています。



総合計画の体系



◆ 『基本構想』は、「将来ビジョン」を示すとともに、その実現に向けた「まちづくりの基本目標」や「分野」の方向性を明らかにし、『基本計画』の方向付けを行います。

◆ 『基本計画』は、各分野の「基本方針」、「施策」「事務事業」等で構成されています。

市民との協働によるまちづくりを進めるにあたり、各主体の役割を記載しています。
(市民・地域) (事業者等)

市民

(市民・地域)

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 身近な地域で相談ができる環境と人的ネットワークをつくります。

(事業者等)

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 組織内に、気軽に相談ができる環境をつくるとともに、必要時に各専門機関へつなぎます。

基本方針を進めるための施策および概要を記載しています。

施策	概要
①人権文化の醸成	全ての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、人権教育の機会づくり等を進めます。
②人権の擁護	市民全体の人権擁護の推進を図るため、総合調整のもと、全庁的に人権を根底に据えた施策の推進を図ります。また、人権相談など人権擁護活動の充実を図ります。

	主要事業	
	名称	担当課
①人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
	人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
	人権センター自主事業	
	市民のつどい開催事業	
	女性集会開催事業	
	青年集会開催事業	商工観光労政課
	企業内人権啓発推進事業	児童生徒支援課
②人権の擁護	人権・同和教育研究大会開催費事業	人権政策課
	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター
	人権センター運営事業	

基本方針の施策を進めるための主要な事業を記載しています。

基本目標 1

「こころ」 育むまち

- 1 人権
 - 1-1 人権の尊重
- 2 男女共同参画
 - 2-1 男女共同参画社会の構築
- 3 学校教育
 - 3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進
 - 3-2 学校の教育力の向上
- 4 生涯学習・スポーツ
 - 4-1 生涯学習の推進
 - 4-2 スポーツの充実
- 5 歴史・文化
 - 5-1 文化財の保存と活用
 - 5-2 文化・芸術の振興

1 人権

1-1 人権の尊重



【分野の計画】

- 人権擁護に関する基本方針

(平成 9 年度策定・平成 22 年度改訂・令和 2 年度改訂/人権政策課)

- 草津市人権教育基本方針

(平成 25 年度策定・平成 29 年度改定/人権センター)

人権

基本方針

1-1 人権の尊重



概要

あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに、すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちを実現するため、人権教育・啓発に関する取組の推進や相談体制の充実を図ります。

指標

「人権の尊重」に満足している 市民の割合（％）	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6
	31.0	32.0	33.0	34.0	35.0

現況

人権に対する意識や正しい理解に一定の浸透と深まりが見られるものの、人権や平和を脅かす状況は依然としてあり、同和問題をはじめとする人権問題は多様化・複雑化しています。

課題

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中での実践につながるような取組を進めていく必要があります。また、情報化の進展や社会のグローバル化等の社会情勢に応じた取組の見直しが必要です。

私たちの役割



行政

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決を図ります。
- 人権や平和の大切さを学んでもらえる機会をつくれます。
- 市民による学習会を支援します。
- 人権センターを中心とし、市民のニーズに応じた相談体制を整えます。



市民

（市民・地域）

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 身近な地域で相談ができる環境と人的ネットワークをつくります。

（事業者等）

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 組織内に、気軽に相談ができる環境をつくるとともに、必要時に各専門機関へつなぎます。

施策	概要
①人権文化の醸成	全ての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、人権教育の機会づくり等を進めます。
②人権の擁護	市民全体の人権擁護の推進を図るため、総合調整のもと、全庁的に人権を根底に据えた施策の推進を図ります。また、人権相談等の人権擁護活動の充実を図ります。

	主要事業	
	名称	担当課
①人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
	人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
	人権センター自主事業	
	市民のつどい開催事業	
	女性集会開催事業	
	青年集会開催事業	
	企業内人権啓発推進事業	商工観光労政課
人権・同和教育研究大会開催費事業	児童生徒支援課	
②人権の擁護	人権擁護推進事業	人権政策課
	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター
	人権センター運営事業	

2 男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築



【分野の計画】

- 第4次草津市男女共同参画推進計画【予定】
(令和3年度~/男女共同参画課)
- 配偶者暴力防止法に基づく草津市計画【予定】
(令和3年度~/男女共同参画課)
- 女性活躍推進法に基づく草津市推進計画【予定】
(令和3年度~/男女共同参画課)

男女共同参画



基本方針 2-1 男女共同参画社会の構築

概要 男女共同参画についての意識啓発を図り、男女がともに喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の構築を進めます。

指標	「男女共同参画社会の構築」に満足している市民の割合 (%)	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6
		22.1	22.6	23.1	23.6	24.1

現況 固定的な性別役割分担意識や慣習が依然として解消されず、社会の様々な場面で男女の不平等感が残るとともに、女性の能力が十分に発揮されていない状況があります。

課題 男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮される男女共同参画の社会づくりをさらに進めていく必要があります。

私たちの役割



行政

- 男女共同参画センターを拠点として、市民、事業者、各種団体、教育に関わる人との協働のもとに、家庭、職場、地域、学校等における男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画の意識啓発のため、学習機会の提供や広報活動を充実させます。
- 女性の就労・起業支援、市政参画の促進やワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。
- 女性総合相談窓口としてさまざまな困難を抱える女性、DVやセクシャルハラスメントで悩みを抱える男女の相談および支援を行います。



市民

（市民・地域）

- 男女共同参画について学び、気軽に話ができる機会をつくり、参画します。
- 家庭、職場、地域、学校等で男女共同参画の推進に努めます。

（事業者等）

- 男女が職業生活と子育て、介護等の家庭生活とを両立することができるような職場づくりに努めます。
- 女性の継続就業・登用に取り組みます。

施策	概要
①男女共同参画社会の推進	男女共同参画の意識啓発やDV対策の強化等を行い、男女共同参画社会づくりを推進します。
②女性の活躍推進	女性の就労・起業支援、市政参画の促進やワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画課
②女性の活躍推進	女性活躍推進事業	男女共同参画課

3 学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進



3-2 学校の教育力の向上



【分野の計画】

- 草津市教育振興基本計画（第3期）
（令和2年度～令和6年度/教育総務課）
- 草津市中学校給食実施基本計画
（平成28年度策定/教育総務課）
- 第2次草津市スポーツ推進計画【予定】
（令和3年度～令和7年度/スポーツ保健課）
- 草津市英語教育ステップアッププラン
（令和2年度～令和6年度/学校教育課）
- 草津市いじめ防止基本方針
（平成26年度策定/児童生徒支援課）
- 第2期草津市教育情報化推進計画【予定】
（令和3年度～令和7年度/学校政策推進課）

学校教育

基本方針

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進



概要

“豊かな心と健やかな体”“確かな学力”の育成を図るため、各種事業を効果的に展開することにより、**子どもの生きる力を育む教育を推進します。**

指標

「子どもの生きる力を育む教育の推進」に満足している市民の割合 (%)	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6
	28.3	29.3	30.3	31.3	33.0

現況

グローバル化や情報化の進展により、予想を超えたスピードで社会が変化し、多様化が進んでいます。

課題

子どもたちが、これからの時代（Society5.0）をたくましく生き抜くために、相手を尊重し、周囲と協力して、持続可能な社会を創造していく学び方を身に付ける必要があります。

私たちの役割



行政

- 子どもが自己を肯定的に受け止め、心も体も健康に活動できる教育を推進します。
- 子どもが主体的に学ぶ意欲を高め、思いやりを大切にできる環境づくりと質の高い授業の構築を推進します。
- 家庭・学校・地域や関係機関等の連携を推進し、子どもの心身の健全な成長を支援します。



市民

（市民・地域）

- 自分も人も大切にして、新しい時代の変化にも対応できるようにします。
- 子どもと大人が共に育ち、あらゆる多様性を受け入れられる地域づくりに取り組みます。
- 家庭・学校・地域や関係機関等の連携の大切さを理解し、子どもの心身の健全な成長を支援します。

（事業者等）

- 学校と連携を図り、子ども一人ひとりが大切にされる支援をします。
- 家庭・学校・地域や関係機関等の連携を充実させ、子どもの健全な心身の醸成を図ります。

施策	概要
①豊かな心と健やかな体の育成	子どもの豊かな心の育成に向けて、道徳教育を進めるとともに、すべての子どもの多様性を受け入れるインクルーシブ教育を進めます。 小・中学校体力向上プロジェクトを推進し、「運動が好き」や「体育の授業が楽しい」という気持ちを大切にしながら、子どもの体力向上と健全な心身の育成を図ります。また、中学校給食の実施に向けた取組を進めます。
②確かな学力の育成	子どもが確かな学力を身につけるため、ICT教育や英語教育の充実をはじめとした質の高い授業づくりや基礎的・基本的な知識および技能を生かして、思考力、判断力、表現力等を育む取組を進めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①豊かな心と健やかな体の育成	道徳教育総合支援事業	学校教育課
	インクルーシブサポーター配置事業	児童生徒支援課
	医療的ケア支援員配置事業	
	中学校体育推進事業	スポーツ保健課
	小学校体育推進事業	
中学校給食センター整備事業	教育総務課	
②確かな学力の育成	英語教育推進事業	学校教育課
	学校ICT推進事業	学校政策推進課
	子ども読書活動推進事業	
	小1学びの基礎育成事業	児童生徒支援課
	子ども読書活動推進事業	生涯学習課

学校教育

基本方針

3-2 学校の教育力の向上



概要

学校の教育力の向上を図るため、教職員の資質向上や学校経営の充実、学校施設の計画的な整備等の各種事業を効果的に展開します。

指標

「学校の教育力の向上」に満足している市民の割合（%）	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6
	26.5	27.5	28.5	29.5	30.0

現況

学校を取り巻く課題が多様化・複雑化し、解決が困難なケースにおいて、関係機関と連携する等、チーム学校として組織的に対応しております。

課題

教職員が常に自己の専門性や指導の改善に努めるとともに、地域や保護者との連携を大切にし、学校経営や教育環境づくりを計画的に実施することで、学校の教育力の向上を図る必要があります。

私たちの役割



行政

- 深い学びの実現に向けた授業改善と教職員の経験に応じた人材育成を推進します。
- 地域力を生かした取組や専門職による支援により、様々な教育課題の対応を図ります。
- ニーズに応じた教育環境の整備を推進します。
- 地域の人的・物的資源を活用したり、関係機関との連携を図ったりして、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら推進します。



市民

- (市民・地域)
- 学校や地域からの情報をもとに、子どもを取り巻く諸課題に関心を持ち、解決のための学校支援を積極的に行います。
- (事業者等)
- 学校と連携を図り、特別授業等において自らの専門性を教育の場に生かします。

施策	概要
①教職員の指導力の向上	教育の今日的課題に対応するため、各種研修講座（人権教育、教科教育、生徒指導、教育相談、特別支援教育、道徳教育、英語教育等）を開催するとともに、スキルアップアドバイザーを派遣し、各校でのOJT体制について指導・支援を行い、教職員の指導力の向上を図ります。
②学校経営の充実	コミュニティ・スクールを推進し、地域と連携した学校経営の充実を図ります。また、教職員（市費負担による加配教員）をはじめ、スクールソーシャルワーカーや家庭学習サポーター等を配置し、学校の指導体制や運営体制の支援に取り組みます。
③教育環境の充実	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、学校図書や学習教材等の充実を図るとともに、学校内における事務等の効率化を図るため、情報化の取組を推進します。

	主要事業	
	名称	担当課
①教職員の指導力の向上	教職員研修事業	学校教育課
	講座開設事業	
	スキルアップアドバイザー配置事業	
②学校経営の充実	コミュニティ・スクールくさつ推進事業	学校政策推進課
	家庭学習サポーター配置事業	学校教育課
	中学校生徒指導主事活動推進事業	児童生徒支援課
	学校問題サポートチーム運営事業	
教室アシスタント配置事業		
③教育環境の充実	小学校大規模改造事業	教育総務課
	中学校大規模改造事業	
	校務情報化推進事業	学校政策推進課

4 生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進



4-2 スポーツの充実



【分野の計画】

- 草津市教育振興基本計画（第3期）
（令和2年度～令和6年度/教育総務課）
- 草津市子ども読書活動推進計画（第3次）
（令和元年度策定/生涯学習課）
- 第2次草津市スポーツ推進計画【予定】
（令和3年度～令和7年度/スポーツ保健課）

生涯学習・スポーツ

基本方針 4-1 生涯学習の推進



概要

市民が心豊かに、生きがいをもって生活を送れるよう、学習情報の提供と学習機会の充実を図り、生涯学習を推進します。

指標

「生涯学習の推進」に満足している市民の割合（％）	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6

現況

学びを通じた“生きがいの発見”の機会づくりは、市民が生涯にわたって豊かで健康的な生活を送るうえでますます欠かせないものとなっています。

課題

多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、生涯学習機会の充実を図りながら、市民の豊かで健康的な生活を支援する取組を進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 生涯学習を支援するために、ボランティアとともに学習機会の提供・情報提供を図ります。
- 地域協働合校の推進により、地域文化や専門的な学びなどについて、大人と子どもが学び合い、協働する社会を目指します。



市民

- (市民・地域)
 - 学びを通じて様々な知恵や知識・教養を身につけ、心豊かな生活を実現します。
 - 地域の学習活動に参画することにより、自らの学びを地域に還元し、子どもと大人の協働による学び合いを実現します。
- (事業者等)
 - 市が主催する講座や委託事業等において協賛や支援をします。
 - より専門性の高い知識や技術を地域の学習活動に還元します。

施策	概要
①家庭・地域での学びの充実	学校等の学習活動を地域の大人が支えることにより、学習内容を豊かにし、学びの効果を高めるとともに、大人自身のやりがいにもつながる地域学習社会を構築するため、地域人材による家庭教育および学校教育の支援を進め、大人と子どもが共に育つまちづくりを推進します。
②生涯学習機会の充実	誰もが、生涯にわたって学べるよう、大学等と連携した幅広い学習機会の提供や、学習ボランティアの育成・活用による学びの還元を図るとともに、多種多様な図書資料の充実に努め、図書館の利用を促す情報発信を積極的に行います。

	主要事業	
	名称	担当課
①家庭・地域での学びの充実	地域協働合校推進事業	生涯学習課
②生涯学習機会の充実	社会教育推進事業	生涯学習課
	学習ボランティア推進事業	生涯学習課
	図書館運営事業	図書館
	南草津図書館運営事業	南草津図書館

生涯学習・スポーツ

基本方針 4-2 スポーツの充実



概要

市民が楽しく健康で、生き生きとした生活を送れるよう、**スポーツの充実や多様な価値の具現化に取り組み**、スポーツ文化の醸成されたまちづくりを推進します。

指標

成人（20歳以上）の週1回 30分以上のスポーツ実施率 （%）	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6
	57.8	59.6	61.4	63.2	65.0

現況

市民一人ひとりが豊かなスポーツライフを楽しむことができるよう、**子どもから高齢者まで**ライフステージに応じたスポーツを推進しています。また、より快適にスポーツができるよう、社会体育施設の整備や充実を図っています。

課題

市民のスポーツに対する関心や機運が高まっているなか、スポーツに関わる関係団体との連携・協力を強化しながらスポーツ活動の支援を行うとともに、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けた取組を進める必要があります。

私たちの役割



行政

- スポーツ関係団体と連携しながら、「する」「みる」「支える」「知る」スポーツといった、市民のスポーツに対する様々な関わり方を促進するとともに、**スポーツの力で元気なまちづくりを進めます。**
- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、必要な施設整備に取り組むとともに、大会運営や将来のレガシー創出に向けて、産学公民総ぐるみで取り組みます。



市民

- （市民・地域）
- 自分にあったスポーツへの**参画のしかた**を見つけ、継続して行うことで**自らの健康づくり**を図ります。
 - スポーツを通じた市民相互の交流により、地域の活性化につなげます。
- （事業者等）
- 市が主催するスポーツイベント、委託事業等において協賛や支援・援助をします。
 - より専門性の高い知識や技術を地域のスポーツ活動に還元します。

施策	概要
①スポーツ活動の推進	生涯スポーツや競技スポーツ等の市民のスポーツ活動を進めるため、スポーツ協会・体育振興会・総合型地域スポーツクラブ・スポーツ推進委員・大学・企業等との協働によるスポーツ推進体制を強化し、誰もが気軽に参加できるスポーツから競技力の向上まで、各種事業を効率的・効果的に取り組みます。
②スポーツ環境の充実	社会体育施設の整備や適正な維持管理を行うとともに、指導者やボランティアの育成等を図ることで、誰もが快適にスポーツができる環境を整えます。また、国内トップレベルのスポーツ等の観戦機会の充実に図り、スポーツに対する関心を高めます。
③第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の推進	両大会の開催に向けて、多様な主体との連携・協働に取り組み、市民のスポーツ健康づくりの推進や交流人口の増加によるまちの活性化につなげます。

	主要事業	
	名称	担当課
①スポーツ活動の推進	市民体育大会開催費補助事業	スポーツ保健課
	県民体育大会等出場支援補助事業	
	学校体育施設開放推進事業	
②スポーツ環境の充実	社会体育施設管理運営事業	スポーツ保健課
	社会体育施設整備事業	
	(仮称)草津市立プール整備事業	プール整備事業推進室
③第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の推進	大規模大会開催事業	スポーツ大会推進室

5 歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用



5-2 文化・芸術の振興



【分野の計画】

- 草津市教育振興基本計画（第3期）
（令和2年度～令和6年度/教育総務課）
- 草津市文化振興計画
（平成29年度策定/生涯学習課）
- 草津市歴史文化基本構想
（平成30年度策定/歴史文化財課）
- 草津市文化財保存活用地域計画
（令和2年度～令和11年度/歴史文化財課）
- 史跡草津宿本陣保存活用計画
（令和2年度～令和11年度/歴史文化財課）
- 史跡芦浦観音寺跡保存活用計画
（平成30年度策定/歴史文化財課）
- 史跡芦浦観音寺跡整備基本計画
（令和元年度～令和8年度/歴史文化財課）

歴史・文化

基本方針 5-1 文化財の保存と活用



概要

本市の財産である文化財を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、豊かな歴史文化の価値や魅力を活用するための施策の充実を図ります。

指標

「文化財の保存と活用」に満足している市民の割合（%）	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6

現況

埋蔵文化財の発掘調査や歴史資料などの文化財調査に基づき、地域の貴重な歴史を解明するとともに、本市の歴史文化を伝える国指定史跡の適切な保存整備に着手し、文化財を次世代へつなぐ取組を進めています。

課題

地域で育まれた豊かな歴史文化の価値や魅力を明らかにし、市民共有の財産として保存・継承・活用するための取組を進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 各種文化財調査を進め、適切な保護・継承および情報発信に努めます。
- 本市の歴史文化の中核となる国指定史跡の保存・整備を進めます。
- 様々な人が自らの興味や関心に応じて、地域の歴史文化に親しむことができる機会をつくれます。



市民

（市民・地域）

- 様々な歴史資産を市民の貴重な財産として大切に保存します。
- 歴史文化を地域学習の教材として活用します。
- 文化財の調査・保存・継承に積極的に協力します。

（事業者等）

- 開発事業者は、埋蔵文化財の取扱いについて事前に市と協議し、文化財の保護に協力します。
- 大学等は、専門の立場から文化財の魅力を紹介します。

施策	概要
①文化財の調査と保護の推進	数多くの貴重な歴史資産を次世代へ守り伝えるため、発掘調査をはじめとした各種の文化財調査を推進するとともに、市内に残る歴史資産の実態を解明し、その成果の公開と活用を進めます。また、国指定史跡等の地域と一体となった保存整備、文化財指定の推進、伝承者への支援など積極的な保存対策を講じます。
②歴史資産を活かしたまちづくり	ふるさと意識の醸成や観光振興など、歴史資産を効果的に活用するまちづくりを推進するため、「草津市文化財保存活用地域計画」に基づき、史跡や伝統芸能、歴史的建造物など地域に根差した文化財を活かした事業を展開します。
③歴史文化に親しむ機会の創出	地域で育まれた豊かな歴史文化の価値や魅力を、より広く、わかりやすく伝えるため、積極的に情報発信を行うとともに、より多くの市民に草津の歴史文化に触れ、親しむ機会を創出し、次世代へ継承します。

	主要事業	
	名称	担当課
①文化財の調査と保護の推進	埋蔵文化財発掘調査事業	歴史文化財課
	宅地開発等関連遺跡発掘調査事業	
	史跡草津宿本陣整備事業	
	文化財保護助成事業	
	史跡芦浦観音寺跡整備事業	
②歴史資産を活かしたまちづくり	文化財普及啓発事業	歴史文化財課
③歴史文化に親しむ機会の創出	史跡草津宿本陣管理事業	草津宿街道交流館
	草津宿街道交流館運営事業	

歴史・文化

基本方針

5-2 文化・芸術の振興



概要

文化の薫り高い“出会い”と“交流”に満ちた活力と魅力にあふれるまちを築くため、誰もが文化に触れることができる機会を充実させるとともに、都市の魅力としての文化の創造と発展に取り組み、**文化・芸術の振興を図ります。**

指標

文化・芸術の振興が図れている と思う市民の割合（%）	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6
	24.0	24.5	25.0	25.5	26.0

現況

市民の文化活動を支援するとともに、協働を基本とした文化事業に取り組んでいます。

課題

文化を通じた**出会いや交流**がまちづくりに生かせるよう、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

私たちの役割



行政

- 部局間で連携して、文化振興施策を総合的・計画的に実施します。
- 様々な人が自らの興味や関心に応じて、文化に親しむことができる機会をつくります。



市民

- （市民・地域）**
 - 文化・芸術の担い手として自主的・主体的に活動を行います。
 - 多様な文化・芸術を尊重し、分野や世代、地域を越えた交流を深めます。
- （事業者等）**
 - 市民の文化・芸術活動の支援に努めます。
 - 市民が文化に触れる機会を提供します。

施策	概要
①文化・芸術活動の推進	文化振興条例および計画に基づいて、多様な主体と連携し、地域の文化的資産を活用しながら各文化振興施策を展開し、市民の日々の創作活動の奨励と様々な発表・展示・鑑賞の機会と場の提供を図り、より一層の文化・芸術の振興に取り組みます。

	主要事業	
	名称	担当課
①文化・芸術活動の推進	市美術展覧会開催事業	生涯学習課
	市民文化芸術活動支援事業	
	俳句のまちづくり事業	
	文化ホール管理運営事業	

